



廃棄物処理施設(更新・入替)

事例紹介・よくあるご質問

廃棄物処理施設入替の事例

産業廃棄物処理施設変更許可(破碎施設・二次破碎機の入替)の事例

お客様のご要望

お客様が抱えていた課題

当初は、お客様は破砕機の入替には何も手続きは必要ないとの認識でしたが、産業廃棄物処理施設の変更許可及びその前段で熊本県産業廃棄物指導要綱に基づく事前協議の手続きが必要でした。

また、施設の老朽化が著しく、早急に破砕機を入れ替える必要がありました。

尚、産業廃棄物処理施設の変更において、施設の処理能力を元の能力の1.5倍を超えたものに入れ替える場合は、建築基準法第51条ただし書き許可を取得する必要があるのですが、今回はそれには該当しませんでした。

※2019年9月の熊本県産業廃棄物指導要綱等の改定により、現在、熊本県では、産業廃棄物処理施設の変更許可のみ(事前協議は不要)となっています。



当社へのご要望

既存工場でがれき類破砕施設を設置し、産業廃棄物処理をされていました。
このがれき類破砕施設には、主な機器として定量供給機・一次破砕機・二次破砕機・分級機がありますが、このうち二次破砕機が老朽化したため入れ替えを計画されました。
また、ほぼ同じ時期に産業廃棄物処分業の更新も控えていたので、セットでお願いしたいとのご要望でした。

当社への発注内容

産業廃棄物処理施設(がれき類破砕施設)の一部(二次破砕機)の入替を行いたいとのご要望を頂き、

- ① 廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査
- ② 廃棄物処理法等の関係法令手続き
- ③ 地元地区等への説明補助

をご発注いただきました。

具体的な関係法規制

- 事前協議(熊本県産業廃棄物指導要綱・紛争要綱)
- 廃棄物処理施設変更許可の取得(廃棄物処理法)
- 産業廃棄物処分業範囲変更届出の提出(廃棄物処理法)
- 産業廃棄物処分業更新許可の取得(廃棄物処理法)



当社の強みを活かしたサービスで無事に竣工

地元自治体・地元区長等への説明にも対応

廃棄物処理法上は、許可権者は熊本県であり、地元自治体や地元区長への説明は義務になっていません。

しかし、熊本県では熊本県産業廃棄物指導要綱及び紛争要綱を定めており、許可申請の前に地元自治体や地元住民等への説明を求められています。多くの自治体で、このような要綱を定め、地元説明会や地元同意を義務化しています。

地元への説明は、事業者様が主体となって行っていただく事が、地元との信頼関係を構築する上で重要になってきます。

当社では、説明用資料の作成や実際の説明を担当し、地元の理解を得ることが出来ました。

長期に及ぶ手続き期間を見据えた工程管理

廃棄物処理法と熊本県産業廃棄物指導要綱の手続きが絡み合うため、着工まで約半年の期間がかかる事業となります。長期に及ぶ手続きに対して、全体像を把握し工程管理を行うことで、適切な時期に適切な書面を行政に提示して協議し、計画通りに許可を取得することができました。

産業廃棄物処分業更新許可を並行して取得

ちょうど、産業廃棄物処分業の更新時期と破碎機の入替時期が重なりました。これにより、産業廃棄物処分業の更新が無事にできるように、産業廃棄物処理施設変更許可や産業廃棄物処分業変更届出を事前に済ませ、新しい施設で産業廃棄物処分業の更新が出来るように手続きを並行して進めました。

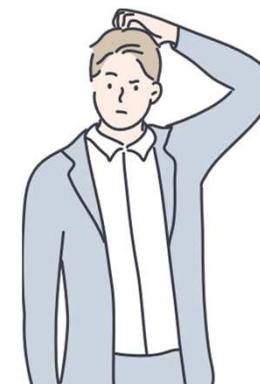
廃棄物処理施設の更新・入替の事例

1日24時間稼働が出来る工場にリニューアルした事例

お客様のご要望

お客様が抱えていた課題

既存の工場を1日24時間稼働が出来る工場にリニューアルしたいとのご相談がありました。
工場設置時には建設関係法令の規制が緩い地域でしたが、時代の変化とともに市街化し、都市計画区域になっていました。
違法なものがあつた場合は対応して適法になるよう手続きを進めてほしいとのご相談をいただきました。



※これらの手続きと並行して、災害廃棄物処理を行うための一般廃棄物処理施設設置許可の取得が可能であると判断したため、同時に手続きを進めるようにご提案しました。

当社へのご要望

第一工場内の既設焼却・乾燥施設で産業廃棄物処理をされていました。

許可上、1日10時間稼働で運転されていましたが、産業廃棄物の取扱量の増加に対応するため、1日24時間稼働が出来るように許可を取得したいとのご要望でした。

当社への発注内容

1日24時間稼働が出来る工場にリニューアルしたいとのご要望を頂き、

- ①既存建築物等が適法かどうかを調査
- ②工場敷地の範囲についての調査(境界確定)
- ③1日24時間稼働にするために必要な設備改善についての提案
- ④廃棄物処理法及び建築基準法等の関係法令手続き

をご発注いただきました。

具体的な関係法規制

- 51条ただし書き許可の取得(建築基準法)
- 一般廃棄物処理施設設置許可の取得(廃棄物処理法)
- 産業廃棄物処理施設変更許可の取得(廃棄物処理法)
- 産業廃棄物処理業範囲変更許可の取得(廃棄物処理法)
- ばい煙発生施設変更届出(大気汚染防止法)
- ダイオキシン類発生施設変更届出(ダイオキシン類対策特別措置法)



当社の強みを活かしたサービスで無事に竣工

廃棄物処理法、建築基準法といった分野の違う法律に一括で対応

一概に法律といっても、環境関係法令、建設関係法令と別れており、行政書士やコンサル会社も得意分野が分かれています。当社は、廃棄物処理施設の建設に関係するあらゆる法令を理解して、行政と協議ができます。

このような事例は頻繁にあるものではないため、それぞれの行政（県や市町村単位）では、取り扱いに対する判断に時間がかかる場合があります。しかし当社では、他自治体での経験も踏まえて、全体の手続きの流れなどを行政と一緒に考えていくことができます。

工場開設時は都市計画区域ではなかった

工場設置時は、都市計画区域ではなかったため、建設関係法令（都市計画法や建築基準法）の規制が緩い地域でした。しかし、時代の変化とともに市街化し、都市計画区域になったため、廃棄物処理施設を変更するためには建築基準法の上乗せ規制がかかるようになっていました。

武雄市の都市計画審議会及び佐賀県の都市計画審議会の議を経て、建築基準法第51条ただし書きの許可を取得するのですが、そのためには、既存建築物が適法であることを示すか、回収・解体等により適法にする必要があります。

当社では、建築設計事務所と協力し、既存建築物の適法性を示すことができました。

長期に及ぶ手続き期間を見据えた工程管理

廃棄物処理法と建築基準法の手続きが絡み合うため、着工まで2～3年の期間がかかる事業となります。長期に及ぶ手続きに対して、全体像を把握し工程管理を行うことで、適切な時期に適切な書面を行政に提示して協議し、計画通りに許可を取得することができました。

一般廃棄物処理施設設置許可を 並行して取得

当初の要望にはありませんでしたが、災害廃棄物の処理が可能な施設だったため、並行して一般廃棄物処理施設設置許可を取得する手続きをする提案をいたしました。結果的に、一般廃棄物処理施設の許可を取得してすぐに、令和元年8月豪雨災害が発生し、地元武雄市の災害廃棄物を受け入れることで地域に貢献することができました。

よくある質問

Q. 産業廃棄物処理施設を変更(更新・入替)する場合の注意点！

A. 産業廃棄物処理施設を変更しようとする場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法)第15条の二の六に定められた施設変更許可を取得する必要があります。

ここで言う産業廃棄物処理施設とは、廃棄物処理法(廃棄物処理法施行令第7条)で定められた一定規模以上の処理能力を備えた施設のことをいいます。廃棄物処理法第15条で定められた設置許可を取得して設置した施設のことをいいます。

変更許可申請は、決められた様式(様式第二十二号)による申請書に、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付して提出することになります。

軽微な変更については届出でよいことになっていますが、計画している変更内容が軽微な変更に当たるかどうか、行政に確認することをお勧めします。

産業廃棄物処理施設を設置(新設・拡張)する場合の注意点 という記事でも書きましたが、設置以降の法改正で産業廃棄物処理施設とされ、届出によるみなし許可扱いで操業している施設(平成13年2月1日以前に設置した木くず・がれき破碎機等)に関しては、建築基準法第51条ただし書き許可についてもみなし許可による運用がなされており、老朽化等による更新する場合、場合によっては51条ただし書き許可の新規案件扱いにされることもあるので注意が必要です。

また、都市計画区域内(市街化区域、市街化調整区域、非線引きのすべて)においては、産業廃棄物処理施設の増築は建築基準法第51条により制限され、都市計画において決定している施設以外は、都市計画審議会による審議を経た許可(51条ただし書き許可)を得なければ増築できません。

よくある質問

Q.産業廃棄物処理施設の変更許可とは？

A. 産業廃棄物処理施設を変更しようとする場合、廃棄物処理法第15条の二の六に定められた施設変更許可を取得する必要があります。軽微な変更については届出でよいことになっていますが、計画している変更内容が軽微な変更に当たるかどうか、行政に確認することをお勧めします。

[関連条文]

(変更の許可等)

廃棄物処理法第十五条の二の六

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

よくある質問

Q.周辺的生活環境に及ぼす影響についての調査とはどのようなものですか？

A. 廃棄物処理施設の設置許可を申請する場合、周辺的生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならないとされています。つまり、施設の設置計画段階で周辺的生活環境に及ぼす影響を調査し、その結果を報告書にまとめる必要があります。

詳しくは、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針をご参照ください。

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 <https://www.env.go.jp/recycle/misc/facility assess/>

[関連条文]

(産業廃棄物処理施設)

廃棄物処理法 第十五条

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合の他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

(生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)

廃棄物処理法施行規則 第十一条の二法第十五条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設置しようとする産業廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの(以下この条において「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。)

二 産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

三 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

四 当該産業廃棄物処理施設を設置することにより予測される産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

五 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

七 その他当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

よくある質問

Q.古い木くず破碎施設やがれき類破碎施設は設置年月日に注意！

- A.** 木くずとがれきの破碎施設は平成13年2月1日から産業廃棄物処理施設に追加されましたが、それ以前に設置され、現在も稼働しているものは届出による「みなし許可」による操業と思われます。
- これは、施設設置許可だけでなく、建築基準法第51条ただし書き許可についてもみなし許可による運用となっており、これらの施設を更新したり入れ替えたりする場合は注意が必要です。
- 施設変更において1.5倍を超えた処理能力のものを導入しようとした場合、51条ただし書き許可を改めて取得する必要があるのですが、それまでに取得した許可がみなし許可であった場合、都市計画審議会で審議したことのない新規案件の扱いとなるため、大変な手間となります。
- 施設の更新は計画的に実施されることをお勧めします。

廃棄物処理施設の更新・入替の手続きなら 業界トップクラスの実績をもつ当社へ！

以下のようなお悩みを抱えていらっしゃる廃棄物処理業者様、ぜひご相談ください。

- 廃棄物処理施設を拡張・入替したいが、必要な法手続きが分からない。
- 廃棄物処理施設を拡張・入替したいが、工場開設当時はかかっていなかった法規制がかかっている、どう進めたら良いか分からない。
- 工場をつくったときにお願ひした行政書士等と、今は付き合いがない。



お気軽にお問合せください！
<https://www.etod.co.jp/contact/>

～事業紹介～



▶ 廃棄物処理施設 新設・拡張

廃棄物処分・リサイクル事業の新規事業の立ち上げから、ビジネスとして軌道にのせるまでを支援いたします。



▶ 廃棄物処理施設 更新・入替

老朽化による破砕機の入替え等を行う場合の手続きを支援いたします。



▶ 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理の経験不足を補う災害対応マニュアルを作成、運営のコンサルティング業務を行います。



▶ 太陽光発電所 新設・拡張

再生可能エネルギー事業者・関連事業者様向けに、土地開発支援や環境アセスメントなどを行っています。



▶ 小水力発電 新設

測量・調査・土木設計・許認可手続きを一貫して提供しお客様の新規事業をサポートします。



▶ 宅地・工場・店舗関連

不動産会社・デベロッパー様向けに、宅地・工場・店舗などの開発事業支援・サポートなどを行っています。



環境と開発では、見積もり前の無料診断を実施しております。
無料診断をご希望の方は、QRコードからお申込みください。